

阿賀町内の事業主の皆様へ ①

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業主の皆様へ、阿賀町が実施している各種助成制度のお知らせです。

【雇用調整特別助成金】 *別記様式第1号の1

国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主等に対し、支給決定にあたり基準とされた額から雇用調整助成金を控除した額を助成します。

※国の雇用調整助成金の助成率が10/10の場合は、この助成金の対象になりません。

【雇用調整制度等活用支援補助金】 *別記様式第1号の3

国の雇用調整助成金の支給を受けようとする事業主等に対し、その申請に係る社会保険労務士等への委託料（手数料等）を、100,000円を上限に補助します。

【経営持続支援特別給付金】 *別記様式第1号の6、7

町内商工会に加入している事業者（又は令和2年8月31日までに加入申し込みを行う事業者）の経営持続支援として、1事業者につき一律100,000円（均等給付）を給付します。また、均等給付の対象事業者で、令和2年3月から5月までの一月の売上げが前年同月比で減少している場合、減少率が40%以上50%未満で100,000円、30%以上40%未満で50,000円（減少率割給付）を給付します。

※令和2年5月までの売上げ減少率で国の持続化給付金の支給対象となった場合は、減少率割給付の対象になりません。